

# 審査基準

## I. 受託事業者の決定方法

提案された企画提案書及びプレゼンテーション・試食会について審査を行い、各評価項目の得点合計が「最も高い者」を受託事業者に決定する。

## II. 審査方法

徳山工業高等専門学校 学寮給食業務，学生食堂業務，売店業務及び自動販売機設置業務 受託事業者選定委員会（以下，選定委員会という。）において企画提案書に基づき書類審査，またプレゼンテーション及び試食審査を実施し決定する。必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

## III. 評価方法

### （1）【第一次審査】企画提案書の書類審査による評価方法

#### ① 配点 250 点

#### 【内訳】

共通事項 70 点，学寮食堂 115 点，校内食堂 30 点，売店 20 点，  
自動販売機 15 点

#### ② 審査項目【別紙 1】による 5 段階評価とし，選定委員が評価した結果を集計したものを当該企画提案者の得点とし，プレゼンテーション及び試食会を実施する事業者を選定する。

### （2）【第二次審査】プレゼンテーションによる評価方法

#### ① 配点 65 点

#### ② 審査項目【別紙 2】による 5 段階評価とし，選定委員が評価した結果を集計したものを当該企画提案者の得点とする。

### （3）【第二次審査】試食による評価方法

#### ① 配点 35 点

#### ② 審査項目【別紙 3】による 5 段階評価とし，選定委員からなる審査員に加え，当該業務の提供を受ける者の意見を反映させるため，学生 10 名を審査員とし，各審査員が評価した結果を集計したものを当該企画提案者の得点とする。